

環境対応革認定奨励事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、環境調和型社会への消費者のニーズに応えるべく、環境負荷物質等を検査した優良な革を市場に安定して供給することを目的とし、一般社団法人日本皮革産業連合会（以下「連合会」という）の行う当該奨励金の交付について定めるものである。

(交付の対象、奨励率)

第2条 連合会は、会員企業等が行う別表に掲げる事業（以下「奨励事業」という。）を実施するためには必要な経費のうち、奨励金交付の対象として会長が必要と認める経費（以下「奨励対象経費」という。）について予算の範囲内で奨励金を交付する。

2 奨励対象経費の区分、奨励金の上限、奨励率は別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 会員企業等は、奨励金の交付を受けようとするときは、様式第1による奨励金交付申請書に会長が定める書類を添え、会長に提出しなければならない。

2 会員企業等は、前項の奨励金の交付の申請をするに当たって、当該奨励金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（奨励対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に奨励率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

(電子申請等)

第4条 会員企業等は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく支払請求について、電磁的方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第26条の4第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 会員企業等は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請等を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録（適正化法第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に添えて提出すべき、添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に会長あて郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。

3 会長は、第1項の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく交付決定について、会員企業等が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

4 会長は、第8条第1項の規定に基づく取消し又は変更、同条第2項の規定に基づく返還命令について、会員企業等が電磁的方法による通知を受けることを申し出たときに限り、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

(交付決定の通知)

第5条 会長は、第3条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による奨励金交付決定通知書を会員企業等に通知する。

2 会長は、前項による交付決定を行うに当たっては、第3条第2項により奨励金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 会長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第6条 会員企業等は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(奨励金の支払)

第7条 会員企業等は、奨励金の支払を受けようとするときは、様式第3による請求書を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 会長は、次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 会員企業等が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 会員企業等が、奨励事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する奨励金が交付されているときは、期限を付して当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

別表

奨励金名：環境対応革奨励金

奨励対象経費の区分	奨励対象経費の内訳	上限	奨励率	備考
環境対応革等推進事業				
注※ 国産皮革分析費	環境負荷物質等分析費	80,000円	2／3	

日本エコレザー認定のための分析であって、認定を取得した場合に限る

注※　革製造につき最終仕上げを日本にて行った革

様式第 1

番 号
年 月 日

一般社団法人 日本皮革産業連合会
会 長 殿

住所
名称
代表者氏名

年度環境対応革認定奨励事業奨励金交付申請書

環境対応革認定奨励事業実施規程第 3 条の規定に基づき、上記奨励金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 奨励事業の名称：環境対応革等推進事業
2. 日本エコレザー基準認定番号：
3. 奨励事業に要した経費の額 円(A)
4. 仕入控除税額 円(B) = (消費税額)
5. 奨励率補正 円(C) = { (A) - (B) } × 2 / 3
6. 奨励金交付申請額 円≤80,000 円／件

※試験分析機関の領収書原本、請求書（明細書を含む）の写し、及び認定証（写）を添付のこと

様式第2

番号
年月日

申請者（名称及び代表者） あて

一般社団法人 日本皮革産業連合会
会長

年度環境対応革奨励事業奨励金交付決定通知書

年月日付け 第号をもって申請のありました 年度環境対応革奨励事業
奨励金については、環境対応革奨励事業実施規程（以下「実施規程」という。）第5条第1項の規
定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 奨励金の交付の対象となる事業の内容は、年月日付け 第号で申請のありました
年度環境対応革奨励金（環境対応革等推進事業）交付申請書（以下「交付申請書」とい
う。）記載のとおりとします。

2. 奨励事業に要した経費、補助対象経費及び奨励金の額は、次のとおりとします。

奨励事業に要した経費	円
奨励対象経費	円
奨励金の額	円

3. 申請者は、「実施規程」、「日本エコレザーカー基準認定ラベル使用契約書」及び「日本エコレザ
ー基準認定ラベル使用規程」の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規程類に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意し
てください。（また、間接奨励事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお
願いします。）

- (1) 実施規程第8条の規定による交付決定の取消し、同条第2項の規定による奨励金等の返
還及び同条第3項の規定による加算金の納付。
- (2) 相当の期間奨励金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (3) 当連合会の所管する事業について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (4) 事業者の名称、代表者名及び不正の内容の公表。

6. 奨励金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該消費税及び地方消費税仕入控除税
額を減額することとなります。

番号
年月日

一般社団法人 日本皮革産業連合会
会長 殿

住所
名称
代表者氏名

年度環境対応革奨励金請求書

年月日付 日皮連発第 号を以て交付決定通知を受けた上記奨励金
を下記の通り請求します。

記

金 円也

1. 取引先金融機関名 :
2. 本店・支店名 :
3. 預金種別 :
4. 口座番号 :
5. 口座名義 (フリガナ) :